

社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部群馬県済生会老人保健施設あずま荘 入札心得

平成 29 年 2 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部群馬県済生会老人保健施設あずま荘（以下「施設」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、社会福祉法人^{思賜財団}済生会の諸規定及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第 2 条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、公告で示した一般競争に参加することができない者でないことを確認することができる書類及び公告において指定した書類を添え、契約行為者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

第 3 条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はその限りではない。

(入札等)

第 4 条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（案）等について疑似があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知（説明）書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

3 入札者は、代理人をして入札させる時は、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者及び入札代理人は、令第 167 条の 4 の規程に該当する者を入札代理人とすることはできない。

6 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

7 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札保証金は、免除とする。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約行為者等に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到着する者に限る）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出を求めることがある。この場合は、仕様書にて指示する。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる時は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格)

第9条 最低制限価格を設ける入札においては、最低制限価格未満の価格で入札した入札者は失格となります。

- 2 入札執行者の指示に従わない入札参加者は、失格となることがあります。
- 3 入札執行中の私語は、入札妨害として失格となることがあります。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時（工事の請負契約に限る）、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- 2 前号に規定する「著しく不適當であると認められる」に該当する入札を行った者は、契約行為者の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

- 2 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、第2回の入札において落札者が無い場合は、第2回の入札時に最低価格で入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第 13 条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約行為者等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定からの日から 7 日以内に、これを契約行為者等に提出しなければならない。ただし、契約行為者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しない時は、落札はその効力を失う。

(工事等の着手)

第 14 条 落札者は、契約締結後直ちに工事等に着手しなければならない。

(入札不調)

第 15 条 落札者の決定がなかったときは、入札を不調とします。

(異議の申立)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

平成 29 年 2 月 1 日 制定